

議案第23号

久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「加入者であった者を含む。)」の次に「(以下「被保険者等」という。)」を加え、「国民健康保険法又は社会保険各法」を「国民健康保険法又は社会保険各法(以下「医療保険各法」という。)」に改める。

第6条第3項中「被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「おいて医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けるとともに、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。